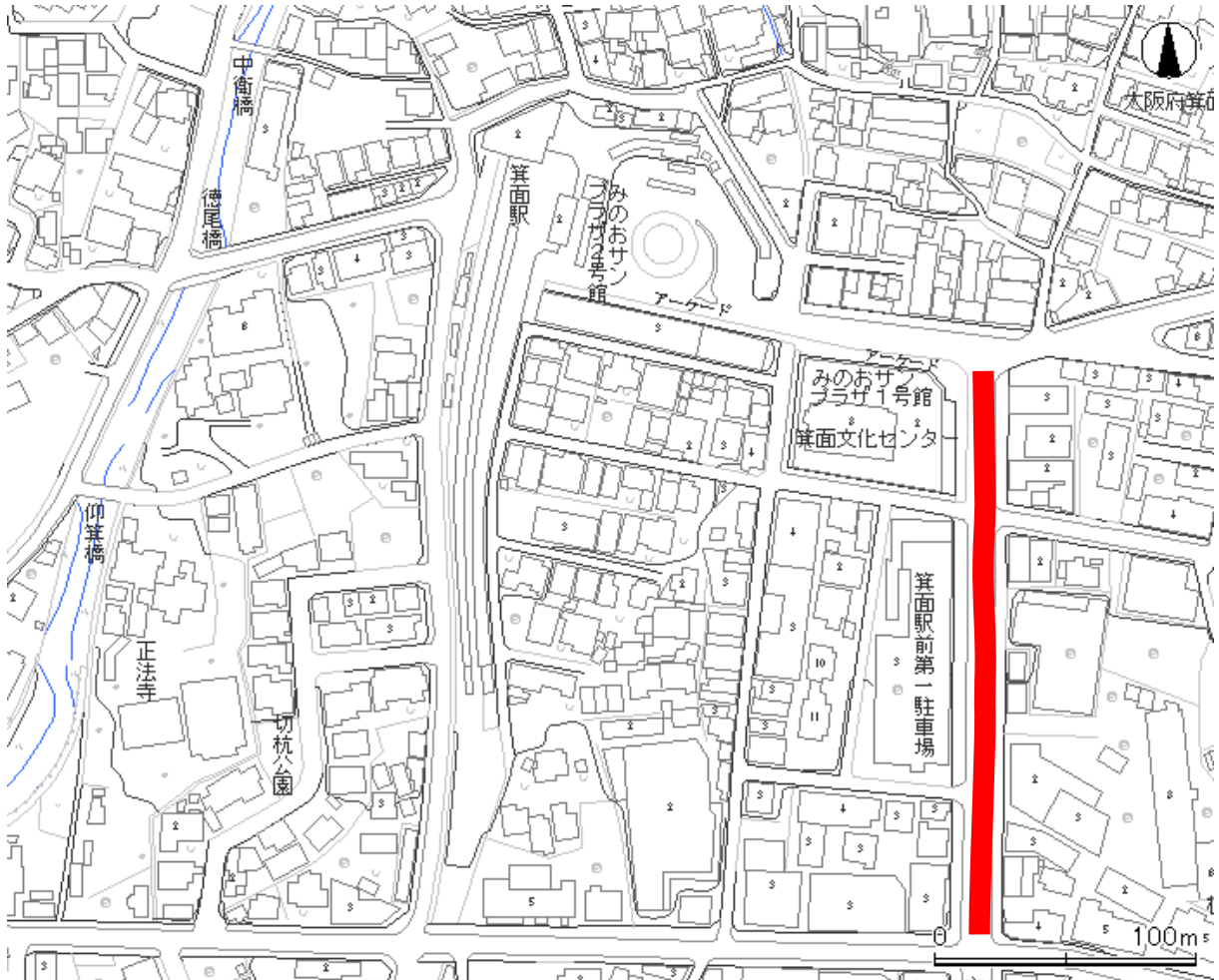


府道豊中亀岡線沿道の一部は
景観配慮地区及び山すそ景観保全地区の両方に指定されています

2010.7.1 まちづくり政策課

区域図（面している敷地が対象となります）



景観配慮地区で以下の行為を行う際には規模にかかわらず届出が必要です

現状変更行為

建築物等の新築等

広告物の表示等

さらに

・ 500 m²以上

- ・ 軒の高さが 10m を超える建築物の新築等
- ・ 敷地面積が 500 m² を超える建築物の新築等
- ・ 高さが 10m を超える工作物
(擁壁にあっては高さが 3m を超えるもの)

山すそ景観保全地区に関する届出も必要となります

事前相談書及び届出書の表紙には、「景観配慮地区」「山すそ景観保全地区」の両方に
チェックしてください。

山すそ景観保全地区の基準適合調査票にも記載をお願いします。